

山形県認知症疾患医療センター一運営事業実施要綱

第1 趣 旨

この要綱は、認知症疾患医療センター一運営事業実施要綱（平成26年7月9日老発0709第3号厚生労働省老健局長通知別添2。以下「厚生労働省通知」という。）に基づき実施する認知症疾患医療センターの指定及び認知症疾患医療センター一運営事業（以下「事業」という。）に関し、厚生労働省通知に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 指 定

- (1) 認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）の指定を受けようとする病院又は診療所（以下「病院等」という。）の開設者は、認知症疾患医療センター指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により知事に申請するものとする。
- (2) 知事は、前項の申請があった場合、当該申請に係る病院等が厚生労働省通知の設置基準を満たすとともに、地域の実情に照らし適当であると認めるときは、当該病院等の開設者に対し認知症疾患医療センター指定書（様式第2号）を交付するものとする。

第3 変更の届出

センターの指定を受けた病院等の開設者（以下「開設者」という。）は、申請書の記載に変更が生じた場合、認知症疾患医療センター申請事項変更届（様式第3号）を速やかに知事に提出しなければならない。

第4 指定の取消し

知事は、指定したセンターが、厚生労働省通知の設置基準を満たさなくなった場合、又は事業運営において重大な支障があると認められる場合は、センターの指定を取り消すことができる。この場合、認知症疾患医療センター指定取消書（様式第4号）により開設者に通知するものとする。

第5 実施方法

知事は、開設者に対し、各年度の予算の範囲内において、第6第1項の業務を委託することにより事業を実施する。

第6 事業内容及び経費

- (1) 事業の内容は、厚生労働省通知のとおりとする。ただし、厚生労働省通知に明示されていないもので、必要があると認める事項については、両者協議の上、これを決定する。
- (2) 前項に規定する事業のうち、診療報酬によりその費用負担がなされるものについては、委託経費の対象外とする。

第7 委託期間

事業の委託は、年度ごとに行うものとし、契約締結日から当該年度の末日までを原則とする。

第8 委託事業の中止等

天災地変その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となった場合、開設者は、知事と協議の上、契約を解除し、又は変更することができるものとする。

第9 実績報告

開設者は、委託期間が終了した場合、次の事項を記載した事業実績報告書を速やかに知事に提出するものとする。

- (1) 認知症疾患に係る外来件数及び鑑別診断件数
- (2) 入院件数（センターを運営している病院における入院及び連携先の病院における入院（センターを運営している病院との連携による入院に限る。）それぞれの件数）
- (3) 専門医療相談件数（電話による相談及び面接による相談それぞれの件数）

第10 関係書類の提出

知事は、効果的な認知症施策の推進を図るため、委託期間の終了前においても、必要に応じて開設者に対し、随時業務報告等を求めることができるものとする。

第11 秘密の保持

センターの指定を受けた病院等は、委託業務の実施に伴い知り得た相談内容等を正当な理由なく第三者に漏らしてはならないものとする。

附 則

この要綱は、平成21年2月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年6月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年2月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年3月 2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年1月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年3月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4年2月14日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7年1月 9日から実施する。

別添資料 1

指定対象病院等の概要

- | | | | | |
|---|----------|----------|--|---|
| 1 | 病院等の名称 | | | |
| | { | | | } |
| 2 | 開設者 | | | |
| | { | | | } |
| 3 | 病院等の管理者名 | | | |
| | { | | | } |
| 4 | 診療科目 | | | |
| | { | | | } |
| 5 | 許可病床数 | 総 数 | | 床 |
| | | うち精神科病床数 | | 床 |

別添資料 2

事業運営体制

- 1 身体合併症に対する救急医療機関としての機能等（厚生労働省通知 3（1）②関係（基幹型のみ））

（1）救急医療体制

[]

※救急救命センターの有無や二次救急、三次救急医療の体制を記載すること。

（2）院内連携体制

[]

※精神科と一般身体科との連携体制を具体的に記載すること。

（3）空床確保

科 床／日

※空床を確保する診療科名と 1 日あたりの予定確保数を記載すること。

- 2 専門医療相談を受付する組織（厚生労働省通知 3（1）① ア、（2）① ア及び（3）① ア 関係）

[]

※組織図を添付すること

- 3 人員配置（厚生労働省通知 3（1）① イ、（2）① イ 及び（3）① イ 関係）

（1）医師

ア 専門医（専任） 名

（所属する学会名： ）

イ 認知症に係る経験が 5 年以上の医師（専任） 名

※業務履歴を添付すること

（2）臨床心理技術者（専任）

（資格名称： ） 名

（3）精神保健福祉士等

ア 連携担当（常勤専従） 名

（資格名称： ）

※当該年度中に常勤専従の担当者を配置することとするが、予算措置等の事情により困難な場合は、次年度以降の見通しを任意様式で添付すること。

イ 医療相談（専任） 名

（資格名称： ）

ウ 認知症の専門医療相談や神経心理検査等について一定程度の知識及び技術を修得している看護師等
(資格名称：) 名

4 検査体制（厚生労働省通知3（1）①ウ、（2）①ウ及び（3）①ウ 関係）

保有する検査機器：名称、台数

5 連携体制（厚生労働省通知3のうち何のための連携かを含めて記載）

※連携する病院の概要、位置関係、及び連携に関する承諾書を添付すること。

6 研修会開催計画（厚生労働省通知3（1）③、（2）②及び（3）②関係（なお、連携型については、基幹型又は地域型との連携体制の確保により同様の機能を有する場合は、当該内容を記載）

7 医療連携協議会開催計画（厚生労働省通知3（1）③、（2）②及び（3）②関係（なお、連携型については、基幹型又は地域型との連携体制の確保により同様の機能を有する場合は、当該内容を記載）

※既存の会議等を活用する場合、その会議等の名称、設置（開催）要綱、名簿を添付すること。

認知症疾患医療センター指定書

指令 第 号
年 月 日

殿

山形県知事 氏 名

年 月 日付けで申請のあった病院等については、山形県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱第2第2項に基づき、下記のとおり認知症疾患医療センターとして指定する。

記

1 指定する病院等の名称

2 指定する病院等の所在地

3 センターの類型

4 指定年月日 年 月 日

5 指定期間 年 月 日～ 年 月 日

様式第3号

認知症疾患医療センター指定申請事項変更届

年 月 日

山形県知事

殿

住 所
開設者
氏 名

年 月 日付け指令 第 号で指定を受けた、認知症疾患医療センターに係る指定申請書の記載事項に変更が生じたので、山形県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱第3に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 病院等の名称
- 2 病院等の所在地
- 3 変更内容

変更前

変更後

4 変更年月日 年 月 日

5 変更理由

認知症疾患医療センター指定取消書

指令 第 号
年 月 日

殿

山形県知事 氏 名

年 月 日付け指令 第 号により指定した下記の病院等に対する認知症疾患医療センターの指定について、山形県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱第4に基づき取り消す。

記

- 1 病院等の名称
- 2 病院等の所在地
- 3 センターの類型
- 4 指定取消年月日
- 5 取消理由

年 月 日